

市税等における猶予制度

徴収の猶予

※申請が必要です

- 以下のようなケースに該当し納付が困難な場合は、猶予制度がありますので、鳥取市役所収納推進課にご相談ください(徴収の猶予:地方税法第15条)。

(ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

納税者の方が震災・風水害・火災その他の災害を受け、または盗難により財産に相当な損失が生じた場合

(ケース2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

(ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

(ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

申請による換価の猶予

- 上記のほか、地方税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、鳥取市役所収納推進課にご相談ください(申請による換価の猶予:地方税法第15条の6)。

※ eLTAX からも徴収の猶予や換価の猶予の申請は可能です。詳しくは地方税共同機構のホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/special/sonota-shinsei/>) をご覧ください。

鳥取市役所総務部税務・債権管理局収納推進課

本庁舎2階21番窓口 電話 0857-30-8162
0857-30-8163